

〔下略〕』とあり、ましてこれ以上の無断逃亡などあり得べからざることとするのが常識でした。しかし、その事実が全くなかったことでもありませんでした。古くは親族〔慶長以後一門〕伊達成実が、文禄2年〔1593〕政宗のもとを離脱し、高野山に亡命した事件があります。その懲罰として、⁽⁵⁾政宗は成実の留守の居館角田に兵を遣わし、家族・家臣全員を攻め殺したことがありました。このように、脱藩といわれる逃亡行為は重罪犯として追及され、容赦なき厳罰がつきものとなっていました。吉田松陰が嘉永4年〔1851〕12月14日、江戸の長州屋敷から亡命し、松野他三郎の変名で東北旅行をしているが、その帰路、翌5年3月18日仙台に入っています。彼の前途には士籍・家禄剥奪、身柄親類お預の厳刑が待っていました。山南敬助が、かりに仙台脱藩者であったとしても、吉田松陰その他の亡命者のすべてがしたように、追及手配を避けるため山南敬助という名は変名であり、彼自身は勿論前歴を秘匿して他言せず、国元の側にも何等の記録等が見当らず、彼が仙台の脱藩者であるかどうかは全く不明の事に属します。

注(1) 文久3年〔1863〕江戸幕府が武芸にすぐれた浪士を集めて編制した警備隊。近藤勇・土方歳三等を幹部とし、京都にあって反幕勢力の鎮圧に当った。

注(2) 千葉周作を祖とする剣道の流派。

注(3) 幕末の幕臣。理心流の剣士。名は昌宣。武蔵の人。文久3年〔1863〕新選組に加わり、後新選組局長、京都を中心に諸藩の倒幕の志士を捕殺。後官軍と甲斐国勝沼に戦って敗れ、慶応4年〔1868〕下総流山で処刑された、時に36歳。

注(4) 幕末の剣客。武蔵の人。文久3年新選組に入り近藤勇らと共に京都市中の警備に当る。鳥羽伏見の戦に敗れ、東下して官軍に抗し、後榎本武揚の軍に投じ、明治2年〔1869〕五稜郭で戦死、35歳であった。

注(5) p. 74の注(4)、p. 330の注(3)参照。

注(6) p. 288 の注(7)参照。

資料 幕末維新人名事典（奈良本辰也他）

新選組隊士列伝（新人物往来社編）

新選組始末記（子母沢寛）

31. 「流」とは何処か

問 「流」とは何処をいうのか。

答 「流」とは、もと仙台領で、現在の岩手県西磐井郡花泉町を中心とする地方の、中世から幕末

にかけての郡と同格であった旧地名であります。この地方は、「和名類聚抄」〔わみょうるいじゅしょう〕（源順編。承平年間〔931～38〕）には磐井郡仲村郷とあり、平泉時代に京都藤原氏の荘園となり高鞍（倉）⁽¹⁾莊と称していたが、その後流郷と呼ばれるようになったところです。この「流」の地名の由来については、清水村に花立泉があって、その湧水が河をなして流れたので、その流域にある村々を総称したのだという一説がありますが、その花立泉も河流も、とうの昔にさえ痕跡だになくなってしまっており、未詳とするほかありません。「封内風土記」（田辺希文）にも『磐井郡流 号流之謂未詳。一説云。清水邑内有号花立泉。其流之所至。曰之流。』としています。

「封内風土記」には、流高倉莊として東永井・西永井・奈良坂・金沢・飯倉・清水郷・清水・金森・中・上油田・下油田・蝦島・涌津・峠・男沢・日形・富沢・楊生の各村についての記述があります。伊達政宗が、寛永11年〔1634〕徳川3代將軍家光から賜った判物にも、「流」が1郡として明示されています。即ち「貞山公治家記録」卷之38に『〔八月〕四日丁亥公方ヨリ公へ御領地ノ御判ヲ賜フ、左ニ載ス。

陸奥国 桃生 小鹿 流 西岩井 東山 気仙 伊沢 寒郡 玉造 栗原 志田 遠田 刈田 柴田
伊具 曰理 [○]名取 宮城 黒川 深谷 宇多 貳拾壹郡六拾万石常陸國龍箇崎之内壹万石近江
国蒲生郡之内五千石都合六拾壹万五千石 ^{目録在}別紙 事如前々

全可領知之状如件

寛永十一年八月四日 家光 御書判⁽⁷⁾

仙台

中納言殿」とあり、「流」が1郡として扱われています。

その後、寛永17年〔1640〕から21年〔1644〕にかけての領内総検地を契機に、仙台領郡村の全面的な再編成が行われ、近世的な郡村制度が整備されました。新郡は古代律令制下の郡名を採用し、公式にはこれを呼称することにしました。しかし、領内に於ては、中世以来の慣習的な地名を依然として通用させ、その呼称を以て行政区画を定め幕末に至りました。「流」もその一つでした。その公式呼称の郡を、桃生・牡鹿・登米・磐井・本吉・気仙・胆沢・賀美・玉造・栗原・志田・遠田・刈田・柴田・伊具・亘理・名取・宮城・黒川・江刺・宇多郡と定め、領内呼称では桃生郡・深谷・牡鹿郡・遠島・登米郡・西磐井・東山・流・本吉郡・気仙郡・伊沢郡・加美郡・玉造郡・栗原郡・一ノ迫・二ノ迫・三ノ迫・佐沼・志田郡・松山・遠田郡・刈田郡・柴田郡・伊具郡・亘理郡・名取郡・秋保・宮城郡・国分・高城・黒川郡・大谷・江刺郡・宇田郡としてありました。すべて、地名というものは、それなりの根拠があって名付けられ、それぞれの土地に密着し、住民の生活に融合し、永きにわたり自他共にこれを呼称して、歴史や伝統の中に生き続けてきましたものであります。上からの一片の指令などで、にわかに改変できるものではありません。

「流」の地名も從来通り慣用されましたが、明治22年の町村制施行の時、流16村〔飯倉村を金沢

村に含めて] は、流 8 箇村（花泉・金沢・涌津・油島・永井・老松・日形・弥栄）となり、昭和 31 年町村合併で、弥栄を除く 7 村が、いにしえの「流」の源泉であった。「花立泉」の名を町名とした花泉町となりました。なお、「流」16 か村のうち、東永井・西永井の 2 村だけが直轄蔵入地であり、他の 14 か村は一関田村領となっていました。

注(1) p. 118 の注(1)参照。

注(2) 「台記」に『仁平〔にんぴょう〕 3 年〔1153〕、去々年、厩舎人長長勝延貞為使、先年可増奥州高鞍庄年貢之由禪閣〔藤原頼長の兄忠通〕被仰基衡〔金五十両布千段馬三疋〕基衡不肯增之……』とある。「台記」は宇治左大臣藤原頼長の日記。12巻。保延 2 年〔1136〕から久寿 2 年〔1155〕まで、頼長 17 歳に始まり保元の乱の前年に及ぶ、散逸した部分も多いが、保元の乱の原因、禁中の儀式を詳記し、故実の参考となる点が多い。槐記・日次記・宇槐記・宇左記・宇治左府記・治相記ともいう。

注(3) p. 58 の注(1)参照。

注(4) 牡鹿。

注(5) 加美郡。

注(6) 亘理。

注(7) p. 161 の注(3)参照。

資料 封内風土記（田辺希文）

宮城県史第 2 卷

稿本西磐井郡郷土史（岩手県教職員組合西磐井支部編）

32. 伊達政宗の馬代

問 伊達政宗の時代に、献進用に馬代を用いたか。
〔1〕

答 伊達政宗も献進に馬代を用いています。そのことは「伊達家文書之 2」（大日本古文書家わけ
〔2〕
第 3 の内）に、次のように記されていることで明らかであります。

『941 伊達政宗年始物貢書

寛永十年〔1633〕正月

尾張大納言（義直）様へ
〔3〕

御太刀 一腰

〔4〕

御馬代 金一枚

〔5〕